

高知工業高等専門学校アクティブラーニング教育センター規則

制 定 平成27年 2月19日

一部改正 平成29年 6月15日

(趣旨)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校内部組織規則第3条第6項の規定に基づき、高知工業高等専門学校アクティブラーニング教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、本校の教育理念及び教育目標を達成するため、教育方法・教育技術の改善・向上を推進することを目的とする。

(業務)

第2条の2 センターは、前条の目的を達成するため、ICT活用教育を含むアクティブラーニングの強化、教育方法・教育技術の改善・向上に関する教員や職員の能力向上に取り組み、その他スタッフ・ディベロップメントの推進を行う。

(組織)

第3条 センターは、次に掲げるセンター員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 校長が指名する教員 若干人
- (4) 学生課長

2 前項第3号の委員は、校長が命ずる。

(任期)

第4条 第3条第1項第3号のセンター員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、センター員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第5条 センターに関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年6月15日から施行する。